

# 北海道教育大学附属図書館概要

平成 30 年度(2018 年)



## 目 次

1	沿 革	1
2	組織・運営	4
	1. 組織	
	2. 附属図書館運営委員会	
	3. 職員数	
3	年間活動	5
	1. 主要事業等の概要	
	2. 行事・会議等	
	3. 各種研修等の受講状況	
4	利用状況	7
	1. 利用対象者数	
	2. 開館日数	
	3. 入館者数	
	4. 館外貸出	
	5. 参考業務利用件数	
	6. 文献複写件数	
	7. 図書館相互貸借・文献複写枚数	
5	資 料	8
	1. 分類別蔵書冊数	
	2. 図書受入冊数	
	3. 雑誌所蔵種類数	
	4. 雑誌受入種類数	
	5. 新聞受入種類数	
	6. 視聴覚資料所蔵タイトル数	
	7. 電子出版資料	
	8. 附属図書館コレクション	
	9. 大型コレクション	
6	利用案内	12
	1. 開館時間及び休館日	
	2. 資料の貸出	
	3. 各種サービス	
7	施設・設備	13
	1. 施設一覧	
	2. 施設面積	
	3. 設備	
	4. 視聴覚機器保有台数	
	5. 各館平面図	
8	経 費	17
9	関係規則	18

# 1 沿革

- 昭和24年 5月 北海道学芸大学設置
- 25年 7月 附属図書館設置（管理係、整理係及び運営係の3係制）  
札幌に中央館、函館・旭川・釧路・岩見沢に分館（図書係の1係制）を置く
- 27年 8月 附属図書館規程を制定し、図書館協議会を置く
- 29年 7月 中央館の事務組織を整理運用係及び運営係の2係制に変更
- 31年 7月 函館分館新築落成  
12月 新着雑誌目次速報「学術文献収報」刊行（昭和53年7月、第199号をもって休刊）
- 32年 4月 中央館の事務組織を総務係、整理係及び運用係の3係制に変更  
10月 「洋書目録（昭和26年～昭和30年）」刊行
- 34年11月 中央館新築落成
- 36年 6月 岩見沢分館新築落成  
10月 旭川分館新築落成
- 38年11月 釧路分館新築落成
- 39年12月 「北海道学芸大学図書館報」創刊
- 40年 4月 函館分館増築落成
- 41年 4月 北海道学芸大学附属図書館を北海道教育大学附属図書館に改称
- 42年 4月 附属図書館規程を改正し、札幌分室及び図書館運営委員会を置く  
各館において指定図書制度実施（学内予算）  
文部省指定図書予算の配分 43年4月 函館分館  
44年4月 札幌分室  
45年4月 釧路分館  
46年4月 旭川分館及び岩見沢分館
- 7月 「洋書目録－教育編－1949～1966」刊行
- 43年 5月 事務組織規程の改正により、分校図書係を分館図書係に改称  
8月 中央館に参考係を設置し、4係制に変更
- 44年 3月 「和漢書総合目録－教育編－1949～1966」刊行
- 45年 2月 「北海道教育大学図書総合目録－人文科学編－1965～1968」  
「北海道教育大学図書総合目録－社会科学編－1965～1968」  
「北海道教育大学図書総合目録－自然科学編－1965～1968」を刊行  
3月 「北海道教育大学学術雑誌総合目録1969年版」刊行
- 46年 3月 「北海道教育大学図書総合目録1969年版」刊行（以降、1988年版まで 毎年刊行）
- 48年 3月 旭川分館新築落成
- 48年 4月 「北海道教育大学附属図書館目録規則－第1版－」制定施行
- 50年 3月 「北海道教育大学学術雑誌総合目録1974年版」刊行
- 52年 1月 「北海道教育大学附属図書館NDC補充表」刊行  
6月 昭和52年度国立大学図書館協議会岸本奨励賞受賞  
（北海道教育大学附属図書館における整理業務の合理化・標準化）  
7月 「北海道教育資料収集整備計画」策定実施  
10月 「北海道教育大学附属図書館目録規則－改訂第2版－附：教科書分類規程」制定施行
- 53年 7月 札幌分室及び岩見沢分館で時間外閲覧業務実施
- 54年 1月 「教育資料通信」（北海道教育資料収集整備計画広報連絡誌）刊行（以降、第20号まで刊行）  
2月 「北海道教育資料目録」第1集及び第2集刊行（以降、第16集まで刊行）  
4月 函館分館、旭川分館及び釧路分館で時間外閲覧業務実施（全館）
- 54年12月 岩見沢分館新築落成
- 55年 2月 函館分館増築落成  
3月 「北海道教育大学学術雑誌総合目録1979年版」刊行

- 56年 3月 「北海道教育大学図書総合目録索引－教育編－」刊行（以降、人文科学編、社会科学編及び自然科学編の順に1989年2月まで年1編刊行）
- 60年 6月 昭和60年度国立大学図書館協議会賞受賞  
（北海道教育大学附属図書館における北海道教育資料収集整備事業）
- 62年 4月 中央館（札幌分室）新築移転（札幌市中央区南22条から同市北区あいの里へ）
- 63年 2月 図書館業務の電算化開始（学術情報センターの目録システムに参加。北海道大学図書館システム端末で学術情報センターとオンライン接続し、図書及び雑誌の目録所在情報データの入力を開始）
- 平成 2年 4月 中央館に図書館専門員配置
- 3年 3月 「北海道教育大学所蔵逐次刊行物総合目録1991年版」刊行
- 4年 4月 学術情報センターILLシステム（電子的手段による図書館間相互貸借システム）運用開始
- 5年 4月 土曜日の時間外閲覧業務実施（全館）
- 6年 8月 釧路分館新築落成
- 7年 3月 図書館業務用電子計算機システム更新（富士通・ILIS/X-WR）  
〃 CD-ROMサーバシステム運用開始
- 4月 日曜日の時間外閲覧業務実施（中央館）
- 5月 オンライン目録検索（OPAC）サービス開始
- 7月 目録情報の遡及入力開始
- 10月 日曜日・祝日の時間外閲覧業務実施（岩見沢分館）
- 8年 2月 旭川分館書庫増設（電動書架設置）
- 4月 祝日の時間外閲覧業務実施（中央館）・日曜日の時間外閲覧業務実施（函館分館）
- 10年10月 「北海道教育資料データベース」構築  
（副読本、記念誌・沿革誌、教科書の書誌データの入力を開始）
- 10年11月 「北海道教育資料収集整備事業実施報告書」刊行
- 11年 2月 図書館情報システム更新（リコー・LIMEDIO（UNIX版））  
（閲覧管理業務、図書・雑誌受入管理業務の開始）
- 〃 CD-ROMサーバシステム更新
- 〃 「第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画」策定
- 11月 北海道教育大学創立50周年並びに大学院修士課程完成を記念し、「北海道教育資料展」を開催
- 13年 1月 中央省庁等の再編により、文部省は文部科学省となる
- 3月 ブックディテクション更新（中央館）
- 4月 文献複写料金徴収猶予電子的申請・許可システムの導入
- 〃 平日の時間外閲覧業務時間の延長実施（中央館、函館分館、旭川分館）
- 〃 文献画像伝送システム導入（10月運用開始）
- 10月 平日の時間外閲覧業務時間の延長実施（釧路分館、岩見沢分館）
- 14年 3月 「附属図書館の整備について（基本方針）」策定
- 10月 図書館利用者アンケート実施
- 15年 2月 図書館情報システム更新（リコー・LIMEDIO（WINDOWS版））
- 2月 「附属図書館中期目標・中期計画」策定
- 3月 ブックディテクション更新（函館分館、旭川分館、岩見沢分館）
- 6月 「附属図書館自己点検評価報告（図書館利用者アンケート集計結果）」公表
- 10月 電子ジャーナル利用に関するアンケート実施
- 16年 1月 休業期間中の開館日、開館時間の拡大（全館）
- 〃 携帯電話版OPAC公開
- 3月 自動貸出返却装置導入（中央館）
- 〃 ブックディテクション更新（釧路分館）
- 4月 国立大学法人北海道教育大学設置
- 〃 組織改組により分館及び分室の呼称を廃止し、附属図書館の構成館を各々札幌館、函館館、旭川館、

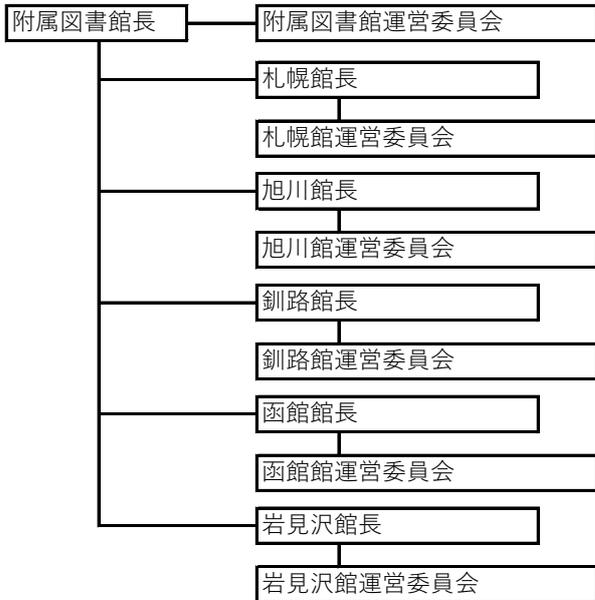
- 釧路館, 岩見沢館に改称
- // 組織改組により図書館事務部を廃止し, 事務局学術情報室及び各校室学術情報グループを設置(係制を廃止し, グループ制を導入)
- 6月 大学図書館相互利用サービス加入
- 10月 「学術情報の集約化に関する検討会」の報告を受け, 紀要発行事務を学術情報室が担当
- 17年 4月 「第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画実施報告書」公開
- 18年 4月 マイライブラリ・サービス運用開始
- 6月 図書館利用者アンケート実施
- 19年 3月 「附属図書館自己点検評価中間報告書」刊行
- 4月 無線LANアクセスポイント設置(全館)
- 20年 3月 機関リポジトリシステム導入(DSpace1.4.1(Linux版))
- 4月 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO v7.0)
- 6月 北海道教育大学学術リポジトリ試験公開
- 8月 図書館学外利用者アンケート実施
- 9月 文献画像伝送システム中止
- 10月 図書館利用者(学生・院生)アンケート実施
- 21年 1月 「図書館学外利用者アンケート調査実施報告書」公開
- 5月 リポジトリに関するアンケート調査実施
- 12月 電子ジャーナルに関するアンケート調査実施
- 22年 2月 北海道教育大学学術リポジトリ本公開
- 4月 Web貸出サービス(北海道内学校(小中学校, 幼稚園, 高等学校, 教育支援学校)教諭対象郵送貸出サービス)開始
- 22年 3月 「電子ジャーナルに関するアンケート調査実施報告書」公開
- 9月 CD-ROMサーバシステム中止
- 12月 図書館入館システム導入(全館)
- 自動貸出返却装置導入(函館館, 旭川館, 釧路館, 岩見沢館)
- // 更新(札幌館)
- ブックディテクション更新(全館)
- // 札幌館1階保存庫に電動書架増設
- 23年 1月 図書館利用者アンケート調査実施
- 2月 附属図書館資料収書方針策定(館長裁定)
- 3月 「図書館利用者アンケート調査実施報告書」公開
- // 各構成館資料収書方針策定
- 7月 図書館学生サポーター制度導入
- 24年 3月 「附属図書館第Ⅰ期中期目標・中期計画報告書(自己点検評価報告書)」公開
- 4月 附属図書館長の札幌館長の兼務を解く
- 25年 4月 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO Web版)
- 9月 電動集密書架更新・改修(全館)
- 26年 3月 附属図書館除籍要項制定
- 4月 事務局学術情報室学術情報グループを学術情報管理及び学術情報支援の2グループ制に変更
- 27年 5月 図書館利用者アンケート調査実施(7月 報告書公開)
- 28年 4月 旭川館ラーニング・commons開設
- 29年 4月 釧路館ラーニング・commons開設
- 30年 4月 札幌館ラーニング・commons開設
- // 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO Web版 V.8.4.7)

## 2 組織・運営

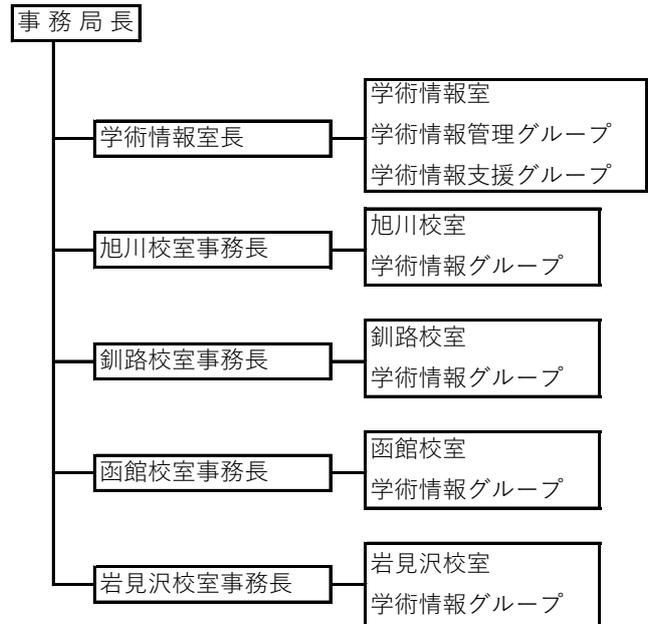
### 1. 組織

平成31年1月1日現在

#### (1) 附属図書館組織



#### (2) 事務組織



#### 2. 附属図書館運営委員会

構成員	職名等	氏名	任期
委員長	附属図書館長・副学長(教授)	西原千博	29.10.1～31.9.30
委員	札幌館長・教授	木村賢一	30.4.1～32.3.31
	旭川館長・教授	芝木美沙子	30.4.1～31.3.31
	釧路館長・教授	竹内康浩	29.4.1～31.3.31
	函館館長・教授	内藤一志	30.4.1～32.3.31
	岩見沢館長・教授	野呂佳生	30.4.1～32.3.31
	札幌校・教授	青山眞二	29.4.1～31.3.31
	旭川校・准教授	西村邦行	30.4.1～32.3.31
	釧路校・教授	中川雅仁	29.4.1～31.3.31
	函館校・准教授	古地順一郎	30.4.1～31.3.31
	岩見沢校・准教授	奥田知靖	30.4.1～31.3.31
	学術情報室長	田邊千雪	

#### 3. 職員数(学術情報室・各校室学術情報グループ)

職員	職員				事務補佐員				合計	時間外開館 担当要員
	司書 補*	司書 その他	その他 小計	その他 小計	司書 補*	司書 その他	その他 小計	その他 小計		
学術情報室	室長	1		1					1	8
	副室長	1		1					1	
	総括係長・係長	2	1	3					3	
	グループ職員		2	2	4		4		6	
旭川校室	総括係長	1		1					1	7
	グループ職員		1	1		2	2		3	
釧路校室	係長		1	1					1	9
	グループ職員		1	1		2	2		3	
函館校室	係長	1	1	2					2	6
	グループ職員					1	1	2	2	
岩見沢校室	係長	1		1					1	8
	グループ職員		1	1		2	2		3	
合計		7	8	15	5	7	12		27	38

※国家公務員採用Ⅱ種試験(図書館学)採用者を含む

### 3 年間活動

#### 1. 主要事業等の概要（平成29年度）

##### (1) 北海道教育大学第III期中期目標・計画（図書館担当部分の実施について）

###### 第III期中期目標・計画（図書館関係）

###### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

###### 1 教育に関する目標

###### (2)教育の実施体制等に関する目標

###### 3 学生の主体的・能動的学びを支援する環境整備に取り組む。

###### ○中期計画番号8

学生の主体的・能動的学びを促進するため、ラーニング commons の整備や e-ラーニングで利用可能なデジタルコンテンツの拡充等学修環境を整備する。

###### 平成29年度年度計画および具体的方策

###### ○年度計画

旭川館、釧路館及び他大学のラーニング commons の利用実態を継続調査し、ラーニング commons の効果的利用の在り方を検討し、未整備の各構成館（札幌館、函館館、岩見沢館）ラーニング commons 計画に反映する。また、ラーニング commons のスペースを確保するため、除籍要項に基づき所蔵資料の除籍を推進する。

###### ○具体的方策

- ・旭川館、釧路館及び他大学のラーニング commons の実態調査をもとに「(仮称)今後のラーニング commons 整備についての参考資料」を作成する。
- ・釧路館ラーニング commons の利用実態(利用者数、利用形態等)を調査する。
- ・除籍要項に基づき所蔵資料の除籍を推進する。

###### 平成29年度年度計画の実施状況

先行館(旭川、釧路)ラーニング commons の利用状況を調査し、札幌館ラーニング commons の整備計画は先行館を参考に策定し、設置工事を行った。

札幌館ラーニング commons は、グループワークエリア(80席)、プレゼンテーションエリア(40席)、ラウンジエリア(30席)、ミーティングスペース(12席)、情報検索エリアの5つのエリアで構成されおり、共同学習を支援するツール(電子黒板(1台)、ホワイトボード(8台)、プロジェクター(2台)、貸出ノート PC(10台))が整備された。

###### 平成30年度年度計画

###### ○年度計画

旭川館、釧路館及び札幌館のラーニング commons の利用促進を図る。また、未整備の各構成館(函館館及び岩見沢館)ラーニング commons 計画を見直す。

## (2) 図書館学生サポーター活動

平成23年度から図書館利用を促進するために活動する「図書館学生サポーター」制度を導入し、各構成館で職員と協働イベントの企画・運営、選書活動、図書展示、館内設備等改善活動などを行っている。

館	活動内容	活動時期
札幌館	学生と札幌館が贈る資料展示「憲法についての学び」	平成29年5月
	学生と札幌館が贈る資料展示「保健室に本を置く」	平成29年8月
	学生と札幌館が贈る資料展示「博物館と教育展」	平成29年11月～12月
	学生と札幌館が贈る資料展示 「Let's LEGO! at education Scene --レゴで育む「考える力」--」	平成29年12月～平成30年1月
旭川館	ラーニングcommons学生委員会（ラーニングcommonsの運営の検討や広報を企画）	平成29年7月～平成30年1月
函館館	第3回・第4回俳句・川柳大会	平成29年6月～7月、12月～平成30年1月
	函館館ブログ「図書館日和」執筆	平成29年7月
	図書展示「サポーターのおすすめ本」	平成29年6月～7月、10月～12月
	北方教育資料館整理	平成29年10月

## 2. 主な行事・会議等（平成29年度）

年月日	行事・会議(会場等)
平成29年4月21日	第49回国立大学図書館協会北海道地区協会総会（小樽商科大学）
平成29年6月20日	第1回附属図書館運営委員会（TV会議）
平成29年6月22日～23日	第64回国立大学図書館協会総会（TKPガーデンシティ千葉：千葉大学）
平成29年7月13日～14日	第48回国立教育系大学図書館協議会研究部会（宮城教育大学）
平成29年8月9日	第60回北海道地区大学図書館職員研究集会（北海学園大学）
平成29年8月18日	第67回北海道地区大学図書館協議会総会（小樽商科大学）
平成29年10月12日～13日	第50回国立教育系大学図書館協議会総会（ホテル札幌ガーデンパレス：北海道教育大学）
平成29年11月17日	国立大学図書館協会北海道地区協会事務部課室長会議（北海道大学）
平成30年1月31日	第1回附属図書館運営委員会（TV会議）

## 3. 各種研修等の受講参加状況（平成29年度）

名称	期間	主催・実施	受講者数
第60回北海道地区大学図書館職員研究集会	平成29年8月9日	北海道地区大学図書館協議会 会場：北海学園大学	各館1名 計5名
平成29年度渡島管内・檜山管内図書館職員研修会	平成29年8月29日	渡島管内図書館振興協議会 会場：函館市中央図書館	函館館1名
第59回北海道図書館大会	平成29年9月7日 ～9月8日	北海道図書館連絡会議 会場：札幌学院大学	札幌館2名 釧路館1名 函館館1名
平成29年度図書館職員フレッシュ・パーソンセミナー	平成29年9月14日 ～9月15日	国立大学図書館協会北海道地区協会 会場：北海道大学	釧路館1名
国立大学図書館協会地区協会助成事業 北海道地区協会平成29年度企画事業「Redesign! 講習会・ガイダンスをインスタラクショナルデザインで再設計!」	平成30年2月16日	国立大学図書館協会北海道地区協会 会場：北海道大学	札幌館3名 旭川館1名 岩見沢館1名

## 4 利用状況

### 1. 利用対象者数（平成30年5月1日現在 2. 開館日数（平成29年度）

区分	人	数
学 生 数	学部	5,039 (3)
	大学院	219 (16)
	教職大学院	79
	養護教諭特別別科	21
	研究生	17 (13)
	科目等履修生（学部）	11
	科目等履修生（大学院）	0
	特別聴講生	60 (60)
	小計	5,446 (92)
教 職 員 数	教員，役員	579
	教員（非常勤）	723
	事務系職員	232
	小計	1,534
合計	6,980 (92)	

区 分	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館
平日	223	219	236	233	234
夜間	221	229	234	232	229
土曜	45	43	47	45	45
日曜・祝日	52	54	53	53	61
総日数	320	328	336	331	340

### 3. 入館者数（平成29年度）

区 分	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
平日	38,998	49,723	24,822	34,693	19,476	167,712
夜間	5,482	13,769	7,820	13,847	3,835	44,753
土曜	1,112	2,681	1,676	2,378	575	8,422
日曜・祝日	974	3,891	2,010	2,561	858	10,294
合計	46,566	70,064	36,328	53,479	24,744	231,181

( ) は外国人留学生で内数

### 4. 館外貸出（平成29年度）

館別	教職員		学生		院生		学外者		合 計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
札幌館	439	2,637	3,049	12,439	516	2,391	452	1,883	4,456	19,350
旭川館	495	1,587	6,796	16,523	746	2,755	403	927	8,440	21,792
釧路館	504	1,517	3,862	9,655	365	1,439	661	1,951	5,392	14,562
函館館	457	1,495	6,342	13,984	143	498	385	1,360	7,327	17,337
岩見沢館	371	2,759	3,486	8,928	280	862	119	523	4,256	13,072
合計	2,266	9,995	23,535	61,529	2,050	7,945	2,020	6,644	29,871	86,113

### 5. 参考業務利用数（平成29年度）

館別	利用者別人数					業務内容別件数				
	教職員	学生	院生	学外者	計	文献所在調査	事項調査	利用指導	その他	計
札幌館	25	948	68	202	1,243	274	54	903	12	1,243
旭川館	87	869	50	126	1,132	383	24	725	0	1,132
釧路館	58	189	10	225	482	90	21	153	288	552
函館館	20	109	8	232	369	69	1	111	188	369
岩見沢館	15	235	9	15	274	50	6	532	28	616
合計	205	2,350	145	800	3,500	866	106	2,424	516	3,912

### 6. 文献複写件数・枚数（平成29年度）

館別	学内		学外						合 計	枚数	
	受付件数	依頼件数	受付件数			依頼件数				受付	依頼
			大学図書館	その他	小計	大学図書館	その他	小計			
札幌館	362	66	352	53	405	281	15	296	1,129	5,834	2,471
旭川館	50	168	149	2	151	911	15	926	1,295	1,209	6,755
釧路館	108	137	110	1	111	332	13	345	701	1,352	3,347
函館館	190	121	230	38	268	385	82	467	1,046	2,860	3,999
岩見沢館	66	29	93	1	94	75	0	75	264	907	727
合計	776	521	934	95	1,029	1,984	125	2,109	4,435	12,162	17,299

### 7. 相互貸借件数（平成29年度）

館別	学内			学外		
	貸出冊数	借受冊数	合計	貸出冊数	借受冊数	合計
札幌館	578	298	876	79	119	198
旭川館	299	811	1,110	74	224	298
釧路館	382	357	739	70	77	147
函館館	430	374	804	68	144	212
岩見沢館	251	94	345	47	23	70
合計	1,940	1,934	3,874	338	587	925

## 5 資料

### 1. 分類別蔵書冊数

平成30年3月31日現在

区分		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	計	合計
000	和書	32,629	13,088	16,257	31,716	11,001	104,691	121,983
総記	洋書	1,786	7,615	4,361	1,355	2,175	17,292	
100	和書	15,501	12,751	11,191	15,186	7,657	62,286	74,799
哲学	洋書	3,467	3,309	1,847	2,800	1,090	12,513	
200	和書	24,274	17,772	20,905	20,372	9,191	92,514	99,604
歴史	洋書	2,005	1,627	1,310	1,391	757	7,090	
300	和書	66,831	52,757	58,693	51,946	36,112	266,339	290,073
社会	洋書	8,124	4,936	3,313	5,510	1,851	23,734	
400	和書	25,691	21,195	20,443	17,106	12,153	96,588	110,505
自然	洋書	4,650	3,546	1,962	2,566	1,193	13,917	
500	和書	7,744	5,295	6,232	7,343	3,783	30,397	31,694
工学	洋書	424	230	257	205	181	1,297	
600	和書	6,479	3,432	4,100	4,707	3,144	21,862	22,563
産業	洋書	195	133	108	170	95	701	
700	和書	13,804	13,383	12,168	12,458	27,329	79,142	86,491
芸術	洋書	1,534	837	770	1,091	3,117	7,349	
800	和書	9,794	6,121	6,507	10,110	3,565	36,097	49,897
語学	洋書	4,232	1,648	2,221	4,347	1,352	13,800	
900	和書	27,725	21,022	27,377	28,340	14,024	118,488	136,628
文学	洋書	4,722	2,709	3,574	5,208	1,927	18,140	
合計	和書	230,472	166,816	183,873	199,284	127,959	908,404	1,024,237
	洋書	31,139	26,590	19,723	24,643	13,738	115,833	
	計	261,611	193,406	203,596	223,927	141,697	1,024,237	

### 2. 図書受入冊数（平成29年度）

館別	和書				洋書				合計
	購入	寄贈	その他	小計	購入	寄贈	その他	小計	
札幌館	1,644	498	0	2,142	77	36	0	113	2,255
旭川館	1,228	981	2,797	5,006	37	118	178	333	5,339
釧路館	1,775	230	101	2,106	113	25	0	138	2,244
函館館	1,641	291	183	2,115	80	14	3	97	2,212
岩見沢館	879	53	0	932	11	8	0	19	951
合計	7,167	2,053	3,081	12,301	318	201	181	700	13,001

### 3. 雑誌所蔵種類数

平成30年3月31日現在

館別	和雑誌	洋雑誌	合計
札幌館	3,788	112	3,900
旭川館	5,895	720	6,615
釧路館	4,141	526	4,667
函館館	5,845	870	6,715
岩見沢館	2,463	256	2,719
合計	22,132	2,484	24,616

### 4. 雑誌受入種類数（平成29年度）

館別	和雑誌		洋雑誌		合計
	購入	寄贈・その他	購入	寄贈・その他	
札幌館	286	458	22	3	769
旭川館	180	182	0	7	369
釧路館	166	226	12	7	411
函館館	209	422	20	11	662
岩見沢館	92	88	13	1	194
合計	933	1,376	67	29	2,405

## 5. 新聞受入種類数

平成30年3月31日現在

館別	日本語		外国語		合計
	購入	寄贈・その他	購入	寄贈・その他	
札幌館	11	6	1	0	18
旭川館	8	4	1	0	13
釧路館	11	3	2	0	16
函館館	10	1	4	1	16
岩見沢館	7	1	1	0	9
合計	47	15	9	1	72

## 6. 視聴覚資料所蔵タイトル数

平成30年3月31日現在

資料形態	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
マイクロフィルム	18	0	0	157	185	360
マイクロフィッシュ	3	0	0	3	10	16
カセットテープ	35	62	31	128	3	259
ビデオテープ	433	858	752	1,188	886	4,117
スライド	31	0	0	19	0	50
C D・L D	178	315	428	1,093	2,561	4,575
D V D	781	1,224	1,476	1,772	1,245	6,498
ブルーレイ	1	56	0	0	83	140
レコード	0	6	0	0	2,301	2,307
35mmフィルム	0	0	0	0	11	11
合計	1,480	2,521	2,687	4,360	7,285	18,333

## 7. 電子出版資料 (平成29年度)

電子ジャーナル	EBSCOhost 約470タイトル Professional Development Collection
	SpringerLink 約1,600タイトル
	ScienceDirect 約2,260タイトル
オンラインデータベース	ERIC
	PsycINFO
	ざっさくプラス
	ジャパンナレッジ Lib
新聞データベース	北海道新聞記事データベース
	聞蔵II ビジュアル (朝日新聞記事データベース)
	ヨミダス歴史館 (読売新聞記事データベース)
電子ブック	International Encyclopedia of Education (Third Edition)
	Maruzen eBook Library 561タイトル
	NetLibrary 75タイトル

## 8. 附属図書館コレクション

所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
全館	教科書	日本国内の教科書資料を収集したもの。往来物、現行検定制 度以前の教科書、現行検定制下の教科書、約10万冊。
	北海道教育資料	昭和52年度策定「北海道教育資料収集整備計画」に基づいて 収集した、北海道内の小学校及び中学校の教育現場で使用され た資料。学校教育に関する研究報告、教育行政資料、教科書 関係資料、学校・教育機関団体の沿革史・記念誌、教育家に関 する資料、児童・生徒の文集・生活記録、本学に関する資料、 僻地教育に関する資料等、約8万点。
札幌館	沖垣資料	沖垣寛(北海道師範学校(札幌校の前身)大正2年卒業)元小樽市 緑国民学校長の旧蔵資料。昭和46年にご遺族から札幌館に寄贈 されたもの。沖垣氏は、芦田恵之助に師事した国語教育実践者 として著名である。資料はノート、原稿、日記、著書など約500 点。
	飛島貫治氏 旧蔵資料	昭和8年から昭和34年まで北海道庁立小樽水産高等学校長を 務めた飛島貫治氏の旧蔵資料を寄贈されたもの。小樽水産高等 学校に関する資料のほか、実業教育関係、『北海道教育史』編 纂資料、道内教育行政資料、教科書等、飛島氏の直筆原稿や ノート類を含む約1,370点。
	安孫子孝次氏 旧蔵資料	昭和31年から昭和35年まで北海道教育委員会委員を務めた安 孫子孝次氏の旧蔵資料を寄贈されたもの。北海道教育委員会関 係の資料約600点。



## 9. 大型コレクション

文部省(現文部科学省)「大型コレクション収集計画」に基づき本学附属図書館が収集した資料。

年度	所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
昭55 外国 資料	札幌館	19世紀英国議会審 議関連資料集成・ 教育関係の部	"Irish University Press Series of British Parliamentary Papers 1801-1899, Blue Books in 1,000 Vols"うちEducationの75冊 ・ Education General : 46冊 ・ British Museum : 4冊 ・ Fine Art : 6冊 ・ Poorer Classes : 9冊 ・ Public Libraries : 2冊 ・ Scientific Technicals : 8冊
昭58 外国 資料	函館館	英国教育史関係コ レクション	19世紀後半から現代に至る英国の教育に関するモノグラフ427冊 ・ 高等教育 : 68冊 ・ 人物研究 : 65冊 ・ 宗教教育 : 19冊 ・ 教授法 : 202冊 ・ 評価/測定 : 31冊 ・ 教育社会学 : 42冊
昭60 国内 資料	札幌館	資料労働運動史	労働省労務行政研究所の編刊にかかる労働運動史研究の基本史料で、昭和20年 から昭和55年までの全35巻
昭63 外国 資料	岩見沢館	全米記録文書所在 目録	National Inventory of Documentary Sources in the United States 全米の主要図書館、文書館、歴史協会及び大学等に所蔵されている文書、手紙、 記録等の記録文書の所在目録。マイクロフィッシュ10,900枚
平4 国内 資料	札幌館	物語文学資料集成 (マイクロ版)	静嘉堂文庫及び大東急記念文庫が所蔵する古典籍をマイクロフィルムに収めたも の398リール ・ 静嘉堂文庫所蔵 物語文学集成：318リール ・ 大東急記念文庫所蔵 古写古版物語文学総瞰 付：随筆・日記・紀行：80リール
平7 国内 資料	札幌館	古辞書集成(マイ クロ版)	静嘉堂文庫が収蔵する平安時代及び中世に編纂された古辞書類の写本・版本や類 書に、国語学者による近世から明治初期に至る辞書・類書・研究書を加え、マイ クロフィルムに収めたもの：178リール
		松井簡治蒐集国語 学資料集成 (マイクロ版)	「大日本国語辞典」の著者、松井簡治博士の旧蔵書のうち、江戸時代から明治に かけての国語学研究の基礎資料をマイクロフィルムに収めたもの：54リール

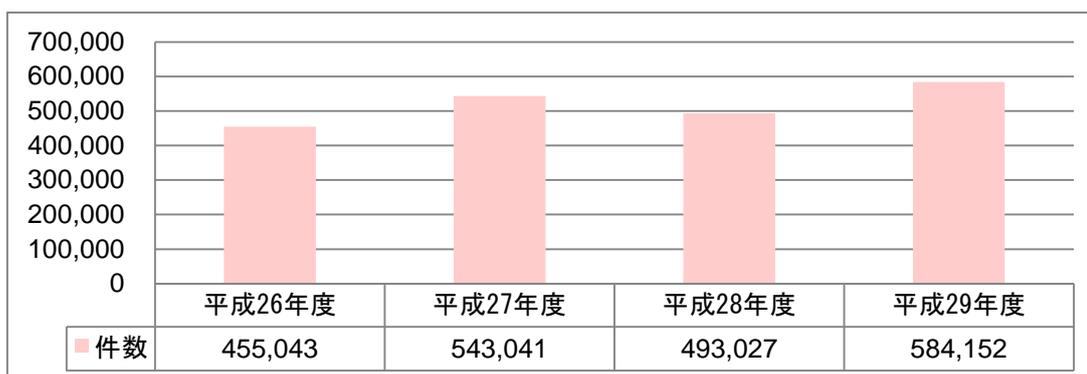
## 6 学術リポジトリ

### 1. 登録コンテンツ件数

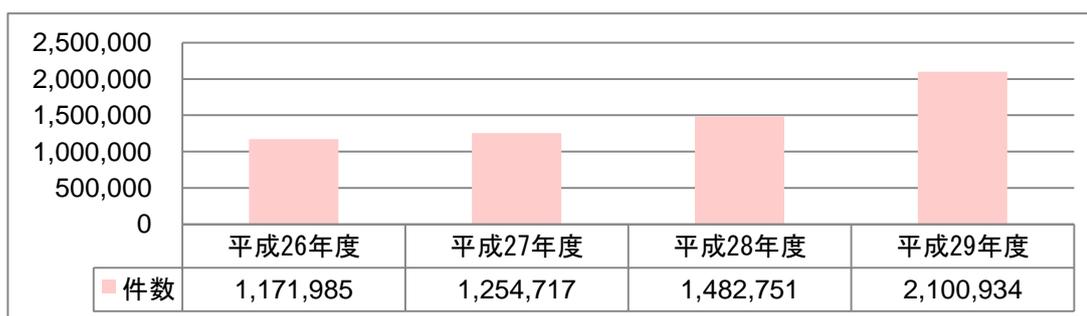
平成30年3月1日現在

種 類	書誌件数	本文登録件数
Journal Article (学術雑誌論文)	66	51
Research Paper (研究報告書)	54	54
Book (図書)	3	2
Departmental Bulletin Paper (紀要論文)	7,691	3,314
Presentation (会議発表用資料)	5	4
Learning Material (教材)	2	2
Article (一般雑誌記事)	4	3
Others (その他)	493	476
合 計	8,318	3,906

### 2. ダウンロード件数



### 3. サイトアクセス数



## 7 利用案内

### 1. 開館時間及び休館日

	開館時間		休館日
	月曜日～金曜日	土・日曜日・祝日	
札幌館	8:30～22:00	10:00～17:00	年末・年始(12/29～1/3)、入学試験日、その他図書整理、行事等による臨時休館
函館館			
旭川館			
釧路館			
岩見沢館	8:30～21:00		

### 2. 資料の貸出

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内
大学院生等	20冊以内	30日以内
教職員等	20冊以内	30日以内
利用を申し出た学外者	5冊以内	14日以内

### 3. 各種サービス

区分	サービス概要
レファレンスサービス	利用案内、文献所在調査、事項調査の支援
文献複写・現物借用	所蔵していない資料の複写及び図書の取り寄せサービス
マイライブラリ	Webによる図書貸出状況確認、文献複写・閲覧図書借用申込、貸出予約の受付（学生・教職員限定 ※要利用申請）
図書館ガイダンス	図書館で提供しているデータベースや電子ジャーナルの検索方法、文献入手に関するガイダンス
電子ジャーナル 電子ブック データベース	オンラインによる資料等の提供 (館内及び全キャンパス内のPCから利用可能)
一般市民への公開	一般市民の調査・研究・学習等を支援するための館内閲覧、館外貸出、情報検索及び参考調査等のサービス
Web貸出サービス	北海道内学校勤務教員（小中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校）を対象とした郵送等による資料貸出サービス

## 8 施設・設備

### 1. 施設一覧

	所在地	電話・FAX
札幌館 (本館)	〒002-8503 札幌市北区あいの里5条3丁目1番6号	(011)778-0284(ダイヤルイン)(事務室) (011)778-0288(ダイヤルイン)(閲覧室) F A X (011)778-7052(レファレンス用) (011)778-0635(図書館事務用)
旭川館	〒070-8621 旭川市北門町9丁目	(0166)59-1234(ダイヤルイン)(事務室) (0166)59-1235(ダイヤルイン)(閲覧室) F A X (0166)59-1244(図書館専用)
釧路館	〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号	(0154)44-3240(ダイヤルイン)(事務室) (0154)44-3243(ダイヤルイン)(閲覧室) F A X (0154)44-3244(図書館専用)
函館館	〒040-8567 函館市八幡町1番2号	(0138)44-4228(ダイヤルイン)(事務室) (0138)44-4231(ダイヤルイン)(閲覧室) F A X (0138)44-4381(図書館専用)
岩見沢館	〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番地1	(0126)32-0238(ダイヤルイン)(事務室) (0126)32-0240(ダイヤルイン)(閲覧室) F A X (0126)32-0253(図書館専用)

### 2. 施設面積 (㎡)

平成30年4月1日現

	閲覧スペース	視聴覚スペース	学習室等	書庫	事務室	その他	計 (延面積)
札幌館	1,318	108	98	404	265	452	2,645
旭川館	592	29	241	576	43	326	1,807
釧路館	796	2	272	390	77	820	2,357
函館館	885	29	0	785	99	218	2,016
岩見沢館	553	7	131	214	84	46	1,035
合計	4,144	175	742	2,369	601	1,862	9,860

### 3. 設備

平成30年4月1日現

	閲覧机台数	閲覧座席数	棚板延長 (m)	書架収容 可能冊数	電動式集 密書架	入館管理 システム	ブックディ テクション	自動貸出 返却装置	電子掲示板
札幌館	170	277	8,790	244,167	有	有	有	1	2
旭川館	52	138	6,455	179,300	有	有	有	1	2
釧路館	18	140	7,590	210,830	有	有	有	1	2
函館館	35	144	8,643	240,000	有	有	有	1	2
岩見沢館	41	102	6,046	168,000	有	有	有	1	2
合計	316	801	37,524	1,042,297	-	-	-	5	10

### 4. 視聴覚機器保有台数

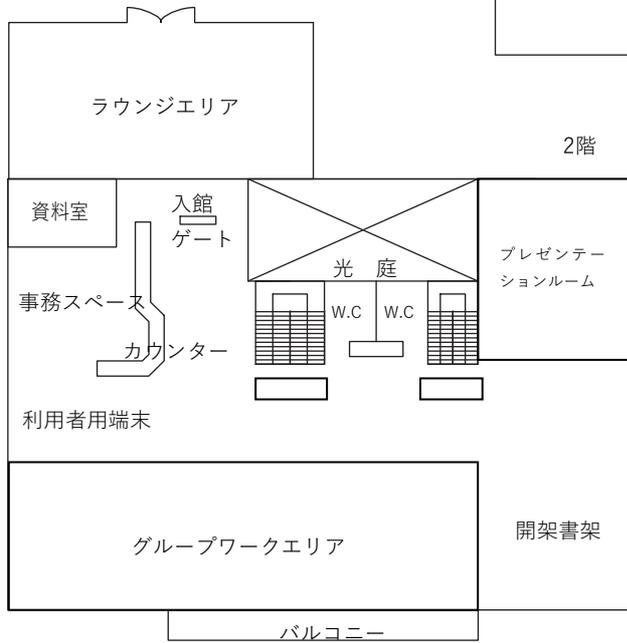
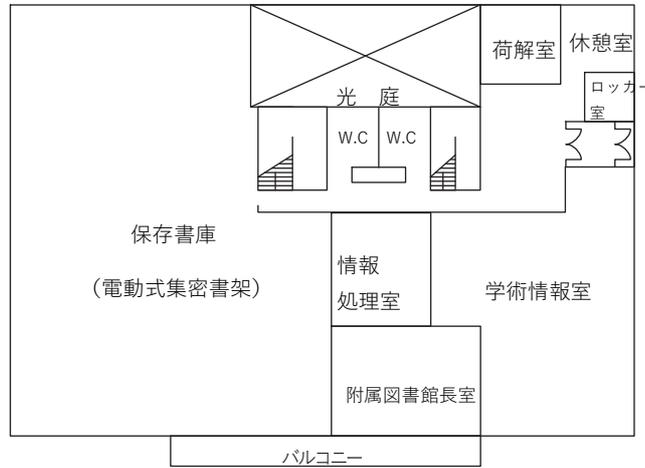
平成30年4月1日現在

機器名	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
CD・LD装置	2	0	1	3	8	14
リーダープリンター	1	0	0	1	0	2
テープレコーダー	0	1	1	1	0	3
ビデオレコーダー	3	1	2	3	2	11
スライドプロジェクター	0	0	0	1	0	1
ポディソニック	0	0	0	2	0	2
DVDプレーヤー	2	1	3	2	0	8
ブルーレイプレーヤー	3	3	2	1	4	13
大型モニター	1	0	3	0	0	4
レコードプレーヤー	0	0	0	0	2	2
プロジェクタ付電子黒板	0	5	1	0	0	6

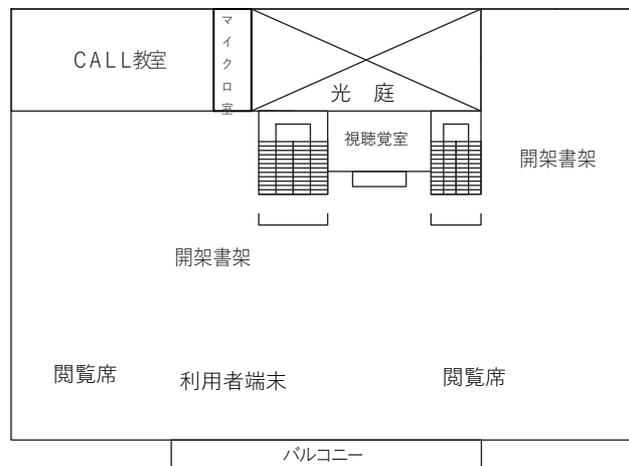
5.各館平面図

札幌館（本館）

1階 総延面積2,645㎡

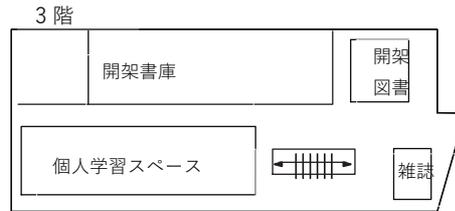
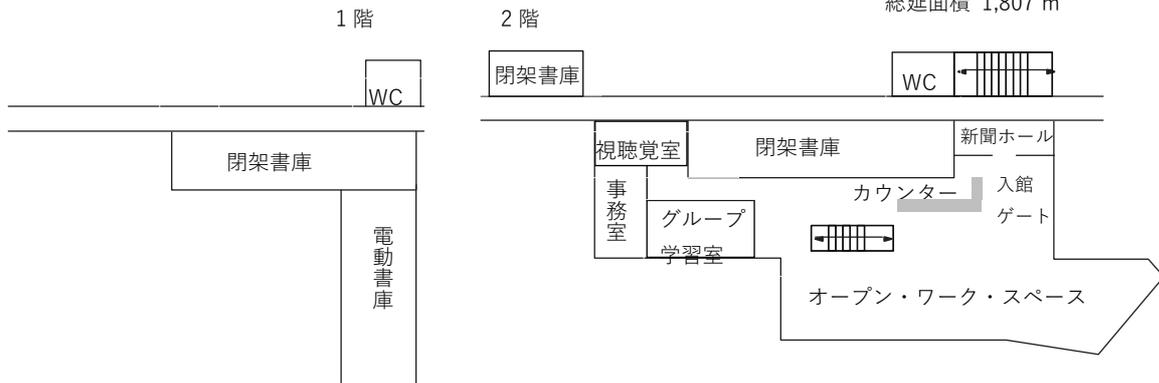


3階



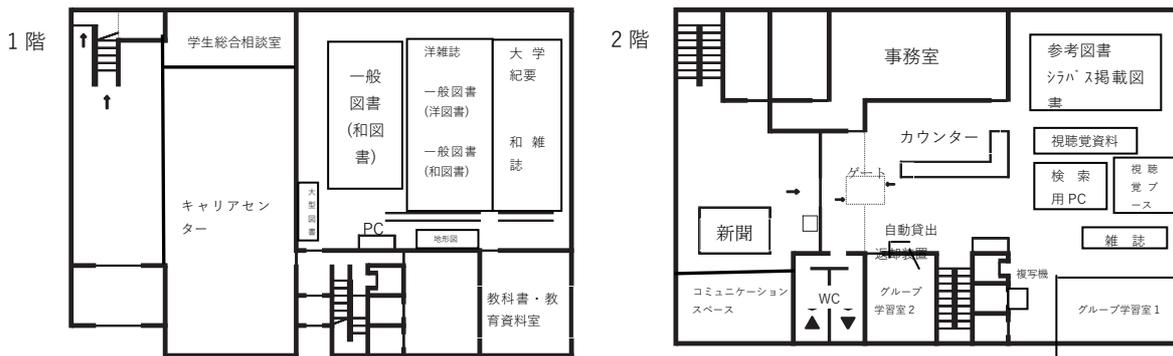
# 旭川館

総延面積 1,807 m<sup>2</sup>

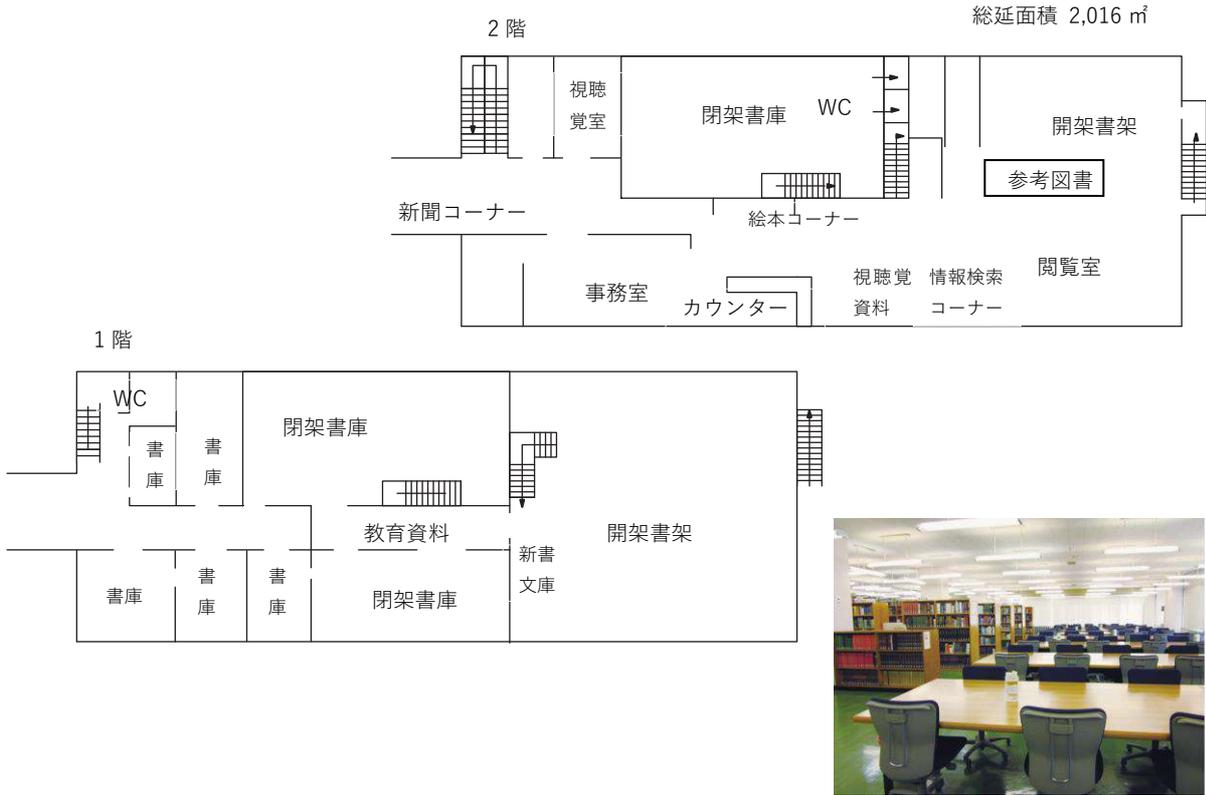


# 釧路館

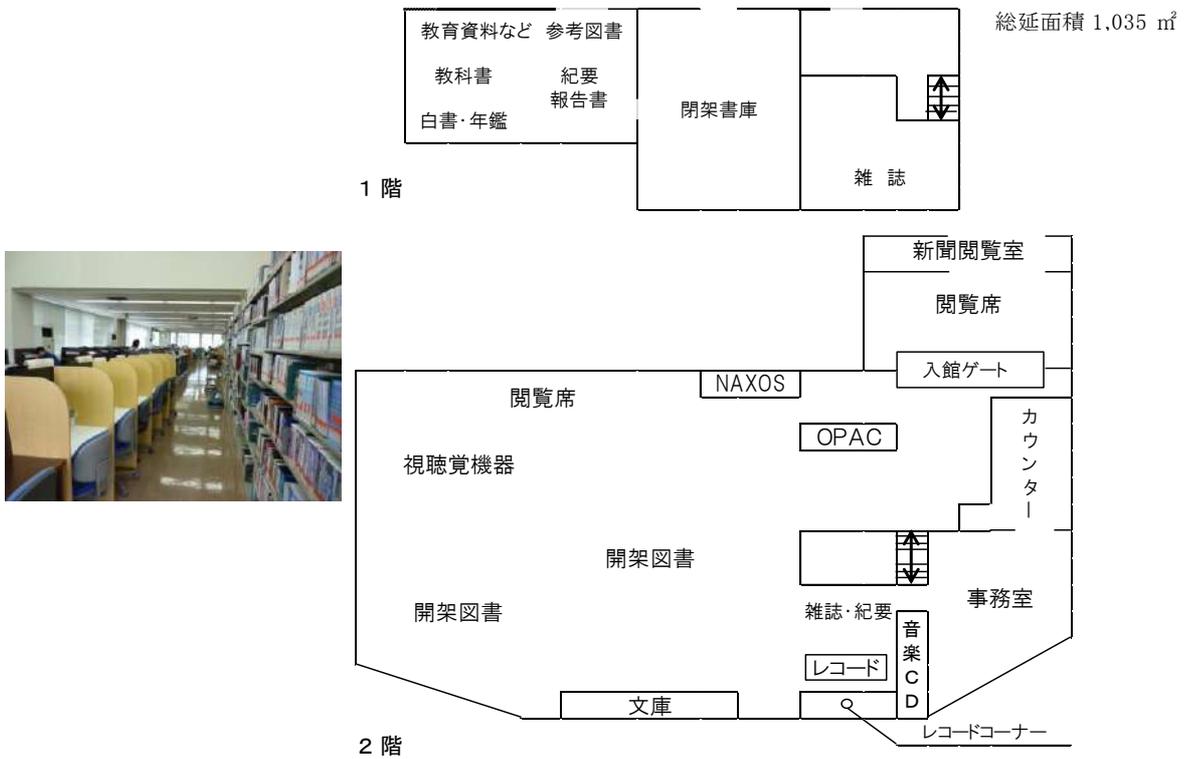
総延面積 2,357 m<sup>2</sup>



# 函館館



# 岩見沢館



## 9 経費

平成29年度(単位：千円)

区 分		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計	
図書館 資料費	学 生 用 図 書	3,526	1,521	2,882	3,187	1,843	12,959	
	参 考 図 書	0	209	366	319	43	937	
	逐 次 刊 行 物	国 内 雑 誌	1,932	961	966	1,614	770	6,243
		外 国 雑 誌	0	0	0	1,355	90	1,445
		新 聞	575	359	406	579	319	2,238
		追 録 等	0	0	28	0	0	28
	視 聴 覚 資 料	115	1,063	111	553	200	2,042	
	教 科 書	332	300	400	479	73	1,584	
	電 子 ジ ャ ー ナ ル	3,215	0	0	0	0	3,215	
	デ ー タ ベ ー ス	3,972	0	0	0	141	4,113	
	そ の 他	174	0	0	0	0	174	
小 計	13,841	4,413	5,159	8,086	3,479	34,978		
運 営 費	物 件 費	11,066	6,085	3,011	948	2,962	24,072	
	印 刷 製 本 費	0	0	0	0	0	0	
	賃 金 ・ 謝 金	8,212	6,392	7,423	6,482	6,415	34,924	
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	小 計	19,278	12,477	10,434	7,430	9,377	58,996	
合 計	33,119	16,890	15,593	15,516	12,856	93,974		

## 北海道教育大学附属図書館規則

制定平成16年4月1日  
平成16年規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号。以下「運営規則」という。)第13条第2項の規定に基づき、附属図書館の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は学生、職員、研究者及び地域の人々が必要とする学術情報資源を収集、組織化、保存、提供し、かつ、新たな価値を創生することによって、本学における教育研究活動を支援するとともに、国内外並びに地域社会における学術研究の進展及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(構成館)

第3条 附属図書館に、これを構成する館として、札幌館、旭川館、釧路館、函館館及び岩見沢館(以下「構成館」という。)を置く。

(館長)

第4条 附属図書館長(以下「館長」という。)は、学長を助け、附属図書館に関する業務をつかさどる。

(構成館長)

第5条 構成館に、その長として、札幌館長、旭川館長、釧路館長、函館館長及び岩見沢館長(以下「構成館長」という。)を置く。

- 2 構成館長は、館長を補佐し、当該構成館の業務を掌理する。
- 3 館長は、構成館所在校の教授のうちから、構成館長候補者を学長に推薦し、学長が任命する。
- 4 構成館長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の構成館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属図書館運営委員会)

第6条 附属図書館に、附属図書館の円滑な運営を図るため、附属図書館運営委員会を置く。

- 2 附属図書館運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 館長
  - (2) 構成館長

(3) 各校から選出された第9条第2項第2号の構成館運営委員会委員 各1人

(4) 学術情報室長

3 附属図書館運営委員会は、附属図書館に関する次の事項を審議する。

(1) 運営の基本に関する事項

(2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項

(3) 規則の制定改廃に関する事項

(4) 予算及び施設に関する事項

(5) 構成館に共通の事業に関する事項

(6) 構成館所蔵資料の共同利用の事業に関する事項

(7) その他必要と認められる事項

4 図書館運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した構成館長が、その職務を代理する。

6 附属図書館運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員は、やむを得ない事由により出席できないときは、委員長に申し出て代理者を出席させることができる。

9 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を図書館運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 特別の事項を調査研究するため、図書館運営委員会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 附属図書館運営委員会に関する庶務は、学術情報室において処理する。

(構成館運営委員会)

第9条 構成館の円滑な運営を図るため、構成館に、それぞれ構成館運営委員会を置く。

2 構成館運営委員会は、当該校の次に掲げる委員で組織する。

(1) 構成館長

(2) 教員 若干人

(3) 各校事務長(札幌館にあつては、学術情報室

長)

3 構成館運営委員会は、当該構成館に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 規則の制定改廃に関する事項
- (4) 配分予算及び施設に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

4 この条に定めるもののほか、構成館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報漏えい防止)

第10条 図書館資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第6条第5号で規定する個人情報をいう。)については、国立大学法人北海道教育大学保有個人情報管理規則(平成16年規則第165号)の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、学長が行う構成館長の選考については、第5条第5項中「教授」とあるのは「教授又は助教授」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月30日平成18年規則第63号改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日平成22年規則第41号改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日平成23年規則第1号改正)

この規則は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成23年8月24日平成23年規則第42号改正)

この規則は、平成23年8月27日から施行する。

附 則(平成24年2月7日平成23年規則第69号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月2日平成27年規則第25号改正)

- 1 この規則は、平成27年6月2日から施行し、第5条第3項及び第6条第2項第3号を除き、平成27年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の規則によって、構成館長として任命された者(同日に任期満了となる者を除く。)は、この規則の第5条第3項の規定により任命された構成館長とみなす。

3 この規則の施行日の前日において、改正前の規則によって図書館運営委員会委員として選出された委員は、この規則により附属図書館運営委員会委員として選出された委員とみなし、その任期は、施行日の前日に図書館運営委員会委員として任命されていた期間の終期までとする。

# 北海道教育大学附属図書館利用内規

制定平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道教育大学附属図書館規則(平成16年規則第20号)第11条の規定に基づき、附属図書館の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「利用」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書館資料の館内閲覧、館外貸出及び構成館間貸出
- (2) 参考調査
- (3) 文献複写
- (4) 相互利用
- (5) 附属図書館の機器及び施設の利用

2 この内規において「図書館資料」とは、附属図書館が所蔵する次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) 貴重資料
- (6) その他の資料

3 この内規において「利用者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 北海道教育大学(以下「本学」という。)の学部学生及び館長又は構成館長(以下「館長等」という。)がこれに準ずると認められた者(以下「学部学生等」という。)
- (2) 本学の大学院生及び館長等がこれに準ずると認められた者(以下「院生等」という。)
- (3) 本学の教職員及び館長等がこれに準ずると認められた者(以下「教職員等」という。)
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 附属図書館の利用を申し出た学外者

(図書館利用証)

第3条 附属図書館を利用しようとする者には、申し出により、図書館利用証を交付する。ただし、前条第3項第1号及び第2号に掲げる者は、学生証を図書館利用証とすることができる。

2 図書館利用証を紛失した者は、直ちに届け出、再交付を希望するときは、所定の手続により、再交付を受けることができる。

3 図書館利用証は、他人に転貸してはならない。この場合において、転貸により生じた事故の責めは、本人が負うものとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

開館時間	平日	8時30分～22時00分 (岩見沢館にあっては、 8時30分～21時00分)
	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日	10時00分～17時00分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)	
	入学試験、定期試験及び諸行事等の実施に伴い休館する日	
	館内図書整理等に伴い臨時に休館する日	

(館内閲覧)

第5条 利用者は、各構成館閲覧室等で当該構成館の図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、次に掲げる図書館資料については、所定の手続を経て、閲覧することができる。

- (1) 書庫に所蔵する図書館資料
- (2) 貴重資料
- (3) 電子的資料

2 館長等は、閲覧室が非常に混雑している場合等、学生の学習及び教員の教育研究に支障をきたすおそれがあると認めるときは、図書館資料の閲覧を制限することができる。

(閲覧資料の制限)

第6条 前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料の原資料を利用に供することにより、当該原資料の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は附属図書館において当該原資料が現に使用されている場合
- (2) 個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合で、当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件にしている場合の当該期間が経過するまでの間
- (3) 情報公開法第5条第1号及び第2号に規定する情報(個人情報に係る部分等)が記録されている

と認められる場合における当該情報が記録されている部分

(館外貸出)

第7条 利用者は、所定の手続を経て、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

(1)貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内
院生等	20冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	20冊以内	30日以内
職員	10冊以内	14日以内
利用を申し出た学外者	5冊以内	14日以内

(2) 貸出禁止資料

- ア貴重資料
- イ参考図書
- ウ逐次刊行物
- エ視聴覚資料
- オその他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めるとき。

(構成館間貸出)

第8条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号までに掲げる者は、所定の手続を経て、他の構成館から図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

(1)貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	5冊以内	30日以内
院生等	10冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	10冊以内	30日以内
職員	5冊以内	30日以内

※貸出期間には、搬送に要する日数を含む。

(2) 貸出禁止資料

- ア貴重資料
- イ参考図書
- ウ逐次刊行物
- エ視聴覚資料
- オ新着図書(受入日から1月未満のもの)
- カその他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めるとき。

(参考調査)

第9条 利用者は、学習、教育又は研究のために必要な文献調査及び情報の提供を依頼することができる。

(文献複写)

第10条 利用者は、学習、教育又は研究のため必要があるときは、所定の手続により、文献複写を依頼することができる。

2 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等及び他の構成館が所蔵する資料の複写を依頼することができる。

3 本学の文献複写料金は、学内の構成館間の依頼でその経費を移算するものを除き、次のとおりとし、送料は、実費を徴収するものとする。

利用者区分	電子式複写(A3判以下)1枚につき	
	モノクロ	カラー
学内	20円	35円
学外	35円	65円

(相互利用)

第11条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等への訪問利用及び他の機関の図書館等が所蔵する資料の利用について、斡旋を依頼することができる。

- 2 他の機関の図書館等から、利用の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずるものとする。
- 3 資料の利用にあたり、図書館間の現物貸借に伴う送料は、特別の定めがない限り、実費を徴収するものとする。

(研究室備付資料)

第12条 教員は、第7条にかかわらず、研究費等の経費によって購入した図書館資料を、研究室等に

備え付けることができる。

- 2 教員は、前項により備え付けた図書館資料を必要としなくなったとき又は退職、転任等により、その身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。
- 3 研究室備付資料のうち、利用者から利用の申し出があったものは、支障のない限り利用に供するものとする。

(弁償責任)

第13条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を汚損若しくは亡失したとき又は附属図書館の施設若しくは機器に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(利用規律)

- 第14条 利用者は、附属図書館の利用に当たっては、図書館職員の指示に従わなければならない。
- 2 館長等は、図書館職員の指示に従わない者又はこの内規に違反した者に対し、利用を禁止することができる。

(雑則)

- 第15条 利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
- 2 この内規に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月24日 改正)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日 改正)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

## 国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ 管理運営規則

制定平成20年3月21日  
平成19年規則第92号

(設置)

第1条 国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)に、本学における教育研究活動等の成果物(以下「コンテンツ」という。)を収集し、電子的に蓄積・保存し、及びネットワークを通じて学内外に公開するため、学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)を置く。(統括責任者)

第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

(委員会)

第3条 リポジトリの管理運営に関する事項を審議するため、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号)第26条第2項に基づき、北海道教育大学学術リポジトリ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1)統括責任者
- (2)各構成館長
- (3)学長が氏名する教員 1人
- (4)学術情報室長
- (5)その他統括責任者が必要と認めた者 若干人

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1)リポジトリの構築、運用及び推進に関すること。
- (2)リポジトリの広報、公開及び実施計画に関すること。
- (3)リポジトリと関連データベース等との連携に関すること。
- (4)リポジトリと関連組織等との連携に関すること。
- (5)その他リポジトリに関し必要な事項

4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

8 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって

決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(提供資格者)

第4条 リポジトリにコンテンツを提供できる者(以下「提供資格者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1)本学に在籍する、又は在籍した役員及び教職員その他これに準ずる者
- (2)本学に在籍する、又は在籍した大学院学生
- (3)その他委員会が特に認めた者(登録できるコンテンツ)

第5条 リポジトリにおいて登録することができるコンテンツは、原則として次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1)提供資格者が本学在籍中に単独又は他の者と共同で作成した教育研究成果であること。
- (2)公開等をするについて、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (3)その他公開等をするについて問題が生じないものであること。

(コンテンツの提供及び登録)

第6条 コンテンツを提供しようとする者は、北海道教育大学学術リポジトリ登録許諾書(別記様式)を添えて、コンテンツを統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、著作権等を確認のうえ、コンテンツをリポジトリに登録するものとする。

(コンテンツの利用)

第7条 統括責任者は、リポジトリに登録されたコンテンツを次に掲げる方法により利用するものとする。

- (1)当該コンテンツを複製し、リポジトリを構成するサーバに格納する。
- (2)ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
- (3)利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。

2 統括責任者は、前項各号に掲げた利用方法以外による利用は行わないものとする。

3 統括責任者は、ネットワークを通じてコンテンツを利用する者(以下「利用者」という。)に対し、著作権法を遵守するよう周知するものとする。

(著作権に係る利用許諾)

第8条 コンテンツの著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

- (1)コンテンツの著作権がコンテンツの提供を行った者(以下「提供者」という。)のみに帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第1項に掲げる利用を無償で許諾する。

(2)コンテンツの著作権が提供者を含め複数の者に帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第1項に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ておかなければならない。

(3)コンテンツの著作権が提供者以外に帰属している場合、提供者に代わり本学が、前条第1項に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならぬ。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

(4)コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(コンテンツの削除)

第9条 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

(1)提供者から削除の申請があり、委員会がこれを承認した場合

(2)公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切等の理由により、委員会が削除することを適当であると判断した場合

(免責条項)

第10条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該提供者が負うものとする。

2 本学は、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者又は提供者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 この規則に基づく事務処理及び委員会の庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成24年2月7日平成23年規則第70号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成27年6月2日平成27年規則第10号改正)

この規則は、平成27年6月2日から施行する。

附則(平成30年3月27日平成29年規則第43号改正)

この規則は、平成30年3月27日から施行する。

## 北海道教育大学附属図書館資料収書方針

平成23年2月18日制定

平成26年4月1日改正

附属図書館長裁定

北海道教育大学(以下、「本学」という。)は、「真理を探究する教育研究の現場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的」(学則第1条)としている。また、本学における人材の養成に関する目的等に関する規則等において、人材の養成に関する目的等を定めている。附属図書館は、この目的の実現のために、本学の教育・研究・学習活動の基礎となる資料を充実させ、大学図書館として本学構成員はもとより社会的要請に応える蔵書構築をする使命がある。また、収書によって築かれる蔵書は利用者サービスの基本であり、かつ大学図書館に対する社会的評価基準の一つである。よって、収書に関する基本方針、収書体制等必要な事項について以下のとおり定める。

(基本方針)

第1 収書に当たっては、次の事項について留意するものとする。

(1) 学部、大学院及び別科(以下「学部等」という。)のカリキュラム並びに学部等の目指す人材養成に役立つ資料を収集する。

(2) 蔵書構成・研究動向に留意しつつ、長期的展望に立って広く体系的に資料を収集する。

(3) 特定の主義・主張、思想・信条に偏らず幅広く均衡のとれた収集を行う。

(4) 情報媒体の多様化及び紙媒体の廃止・代替等による新しいメディアの資料については、各分野の資料要求、利用頻度、経済性、耐用年数等を考慮した上で積極的に収集する。

(5) 高額資料の収集に当たっては、重複購入を避ける等、予算の効率的な執行に務める。

(6) 地域社会への貢献も考慮した資料を収集する。

(収書体制)

第2 収書に当たっては、各構成館に収書委員会を置き、各キャンパスの特色に応じた構成館収書方針及び収書計画を策定して行うものとする。

2 収書委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 構成館長

(2) 構成館運営委員会委員

(3) 図書館職員 若干人

(4) 構成館長が必要と認めた者 若干人

3 収書委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(更新・保存)

第3 魅力ある蔵書構成の実現・維持並びに新規資料の収納場所を確保するため、構成館運営委員会で資料保存基準を定めるとともに、定期的な資料の更新に務めるものとする。

(その他)

第4 この方針は、本学のカリキュラムの変更、研究動向、利用者要求の変化等に対応するため、定期的な点検と見直しを行うものとする。

## 北海道教育大学附属図書館除籍要項

制定 平成26年3月5日

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道教育大学附属図書館規則(平成16年規則第20号。以下「図書館規則」という。)第11条の規定に基づき、附属図書館において管理する図書の除籍に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、有効な利用環境の維持及び整備に努めるとともに、新たな蔵書スペースを確保するため、図書の除籍を行い、学習支援の場としての充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 図書 北海道教育大学附属図書館利用内規(平成16年4月1日制定)第2条第2項に規定する図書館資料をいう。

(2) 除籍 図書を、図書原簿及び図書館情報システムから除外することをいう。

(対象)

第4条 附属図書館は、次の各号に該当する図書を除籍することができる。

(1) 破損、汚損又は劣化が甚だしく、かつ、修理が不可能又は修理費用が当該図書の取得等に要する費用より高価であると認められるもの。

(2) 図書の内容が改訂又は改版等により利用価値を失い、保存の必要がないと認められるもの。

(3) 電子媒体等の代替メディアが利用可能で、保存の必要がないと認められるもの。

(4) 重複図書で、今後の利用が見込まれず、複数保存の必要がないと認められるもの。

(5) その他除籍が適当と認められるもの。

第5条 図書館規則第5条に規定する構成館長(以下「構成館長」という。)は、図書館規則第9条に規定する構成館運営委員会の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長(以下「館長」という。)が必要と認める場合は、図書館規則第6条に規定する附属図書館運営委員会(以下「附属図書館運営委員会」という。)の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

(処理)

第6条 構成館長は、除籍を決定した図書について、他構成館への所在の変更又は他機関への譲渡等を予定しているものを含めた除籍リストを作成し、当該構成館が所在する校の国立大学法人北海道教育大学物品管理細則(平成16年細則第8号)別表第2に規定する分任物品管理役(札幌館にあっては、学術情報室長)に通知するものとする。

(連携)

第7条 附属図書館は、紙媒体資料の共同管理(シェアード・プリント)の考え方にに基づき、分担保存及び収集の取組みを推進するため、構成館間における情報の共有と連携を常に図るものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、除籍に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会の議を経て、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

平成 31 年 1 月発行

編集・発行 北海道教育大学附属図書館

〒002-8503

札幌市北区あいの里 5 条 3 丁目 1 番 6 号

電話 (011) 778 - 0284

FAX (011) 778 - 0635

ホームページ <https://s-opac.sap.hokkyodai.ac.jp/library/>